

## 令和7年度 大江町園芸作物等高温対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、令和7年6月からの高温・少雨に対応するため遮光資材や換気扇又は循環扇、ミスト噴霧装置、散水・灌水設備等の導入について支援し、農作物生産の維持確保を図るため、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月県告示第268号）、令和7年度山形県農林水産物等災害対策事業実施要領、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に掲げる者（以下「実施者」という。）とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業法人
- (3) 3戸以上の農業者の組織する団体（ただし、代表者の定めがあり組織及び運営について定めのあるものに限る）
- (4) 農業者（経営耕地が30a以上又は1年間の販売金額が50万円以上の農業者）

(補助対象事業の種類等)

第3条 補助対象事業の種類、対象経費及び対象要件並びに補助金の算定基準は別表のとおりとし、令和7年6月1日から9月30日までに実施した取り組みを対象とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則様式第1号）の提出期限は、町長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙様式第1号）
- (2) 収支予算書（別紙様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 交付額の増額の伴わない事業に要する経費の20%を超える増減
- (3) 施工箇所又は設置場所の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更（中止）承認申請書（別紙様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 補助事業の実績報告書（規則様式第2号）の提出期限は町長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第3号）
- (2) 収支精算書（別記様式第4号）
- (3) 納品書、請求書、契約書、領収書、写真などの実施状況が確認できる書類の写し

(帳簿の備付等)

第7条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。